

第3期苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略（素案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和6年12月6日 ～ 令和7年1月6日 （32日間）

意見提出人数 2人

提出意見件数 4件

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映 区分
1	1	(原文・整理要約 有・無) ・子供たちの理想になり得る “地元”企業が個性的なマーケティングをし外国人労働者に“頼らない”労働力の確保＝人口流出阻止＋雇用の創出 - 例：夏季に多く行われているイベント時に“コミュニティ Fm 放送局”と協力しインターN 以外から“楽しさ”などを十代にプラスアルファの魅力を伝える	本市の課題として若年層の市外への転出超過が挙げられています。 そのため、次期総合戦略では、「基本目標1 仕事をつくり、安定した雇用環境を整備する」の施策として「若者の地元就職の促進」を掲げており、若年層の転出抑制及び転出者の再転入の促進に努めてまいります。 いただいたご意見は「基本目標1 仕事をつくり、安定した雇用環境を整備する」の要素の一つであると考えておりますので、今後の参考にさせていただきます。	B
2	1	(原文・整理要約 有・無) ・まちのオンリーワンのメリット（道外に向け） - 例：水、冷涼な気候 - スケートリンク、少雪 ・姉妹都市、フェリー都市（現在よりもさらに） - 例：産学連携の積極的な“ビジネス”交流 ・コミュニティ Fm に出演、施策アピール	道外の方に本市の魅力を知っていただき、地域の人々と関りをもっていただくことや、そこから移住につなげることは人口を増加させる手段として有効であると認識しております。 そのため、次期総合戦略では、「基本目標4 地元の魅力を高め、住みやすい環境を整備する」の施策として、いただいたご意見を参考に取り組んでまいります。	B

3	1	(原文・整理要約 有・無) ・成長の差により、適応にずれを感じた子どもが不登校になっている。親と子のために行政のサポートを受けられるようなマッチングが必要ではないか	次期総合戦略では、「基本目標 2 結婚の希望を叶え、安心して出産・子育てができる環境を整備する」の施策として「子育ての不安感を緩和し、健やかな育ちの支援」を掲げておりますが、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を構築することにより、子どもの健やかな育ちを支援していきたいと考えております。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	C
4	1	(原文・整理要約 有・無) ・地理的にハブ港として世界に貢献できる位置にある ・西港区と東港区が独立しているのを繋ぎ（堀込運河構想）一体化し勇払ふ頭に太平洋側に通り抜ける航路を設け利便性と多様化が出来るハブ港にステップアップさせるプロジェクトを立ち上げてはどうか ・運河沿いに国際緊急食糧支援・医療支援センターを、堀込の土砂は、勇払海岸を埋め立て滑走路に、弁天沼からウトナイ湖間を自然環境地区にして幅広の遊歩道で周遊出来るコースを整備してはどうか ・次の世代のために、堀込苫小牧港Ⅱが必要ではないか ・世界緊急食糧支援拠点のハブ港構想により市民に夢と希望をもたらす ・西港区のキラキラ公園から勇払を抜け東港区までの運河沿いに仕事エリアと憩いエリアが寄り添い市民やインバウンド観光で来られた方が集えるエリアが出来ると良いのではないか	次期総合戦略では、「基本目標 4 地元の魅力を高め、住みやすい環境を整備する」の施策として「地元の特徴を生かしたさらなる魅力の向上」を掲げておりますが、苫小牧港の機能充実を図り、効率的な利用ができる港湾として整備を進めることにより、地域の産業経済の活性化につなげていきたいと考えております。 いただいたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。	D

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。